

ボイラー及び圧力容器安全規則等の一部改正 (検査証の有効期間の延長)

「特定機械等」※¹は、その「検査証」※²の有効期間に限り使用可能。
登録性能検査機関の「性能検査」に合格することにより、有効期間が更新される（有効期間は機械の種類により異なる）。

※¹ ボイラー、第一種圧力容器、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト、ゴンドラ

※² 移動式クレーン、ゴンドラは、製造時に都道府県労働局長の製造検査に合格することにより、その他の機械等は、設置時に所轄監督署長の落成検査に合格することにより、それぞれ「検査証」が発行される（有効期間は機械の種類により異なる）。

改正

令和2年7月31日までに有効期間が満了する「検査証」について、
新型コロナウイルスのまん延の影響により、有効期間内の性能検査が困難と都道府県労働局長が認めた場合、**有効期間の延長（4ヶ月を超えない範囲）を可能とする。**

※ 建設用リフトの「検査証」は、リフトの廃止まで有効であるため、今回の延長措置の対象としない。

延長の例

